

中小企業支援策 創業補助金

中小企業庁では、**中小企業経営力強化支援法**に基づく認定支援機関の取組を通じ、中小企業が持つ潜在力・底力を引き出すことにより、経営力の強化が図られることを期待しています。

その一環として、**起業や第二創業を行う方に対して、補助金が支給されます。**

本補助金を呼び水として、創業する個人が金融機関等から外部資金を調達できる環境が整えられます。

☆補助金額

・地域需要創造型起業・創業

補助上限額 200万円、補助率 2/3

・第二創業

補助上限額 500万円、補助率 2/3

・海外需要獲得型起業・創業

補助上限額 700万円、補助率 2/3

☆対象経費

補助対象事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象になります。

・起業及び第二創業に係る事業費

事業実施に必要な書類作成に係る経費、店舗等借入費、設備費、原材料費、人件費等

・販路開拓に係る費用

マーケティング調査費、広報費、旅費、委託費

・認定支援機関が実施する専門的な経営支援に対する謝金

本補助金申請には、申請者である起業家が認定支援機関による支援を得ることが要件になっています。

詳しくは、こちらをご覧ください。**当年度内に、募集は何度でも実施されます。**

<タイトル>

社団法人関西ニュービジネス協議会

(本補助金申請の大阪府における地域事務局。都道府県によって異なります。)

<URL>

<http://www.nb-net.or.jp/sougyou/index.pdf>